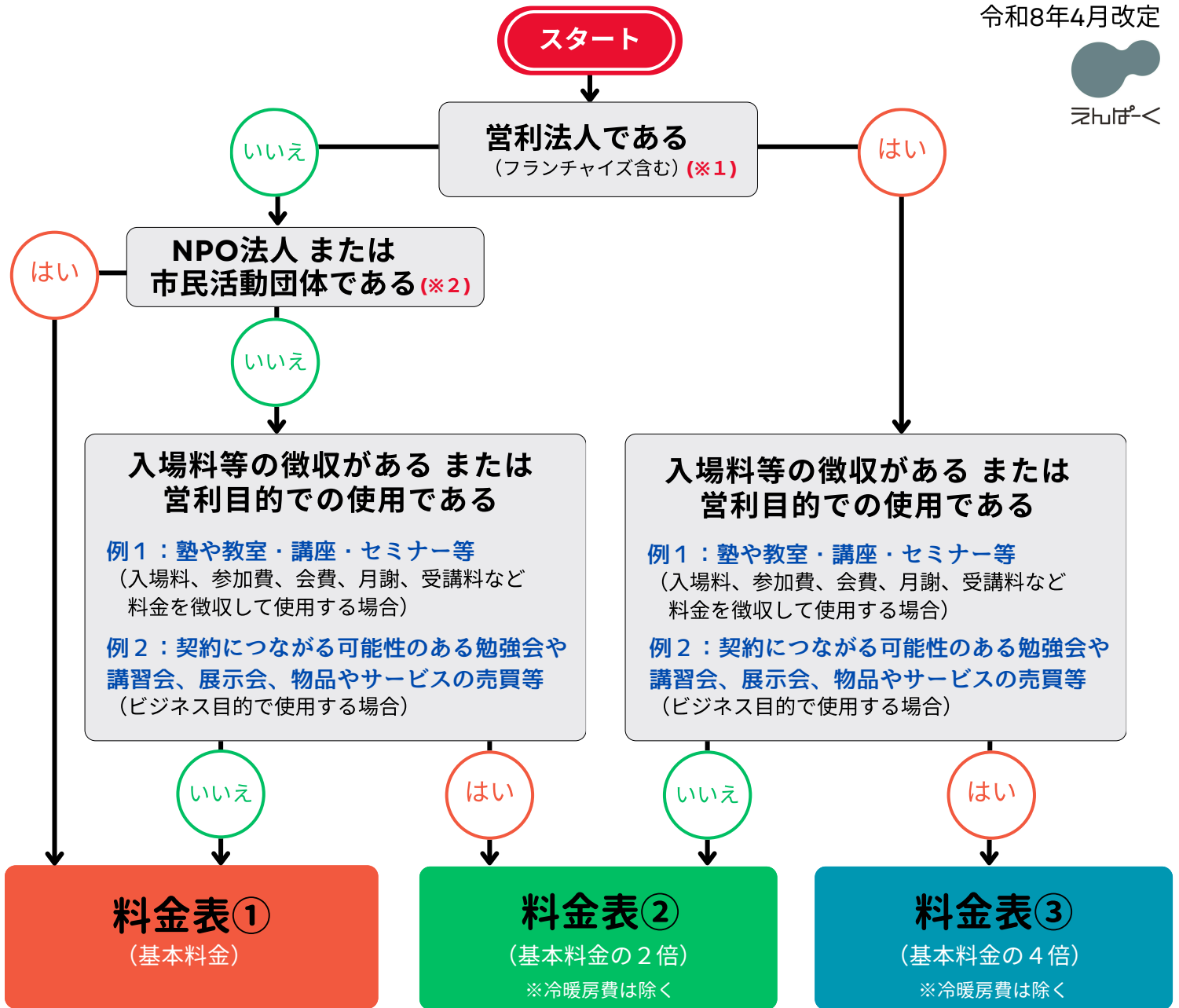


# 市民交流センター（えんぱーく）施設使用料 料金区分フロー

令和8年4月改定



## ▼(\*1) 営利法人とは

・営利目的で設置されている法人（株式会社、合同会社、有限会社、弁護士法人等）、フランチャイズ（個人事業主を含む）等



市民交流センターHP  
【予約・使用料一覧】

## ▼ 営利目的以外での使用の場合

・法人その他の者が、その構成員のために会議・研修・説明会等を行う場合  
・無料で提供される活動（サークル活動、部活動、町内会、PTA活動、ボランティア活動等）、または会場使用料など必要経費のみを徴収する場合

## ▼(\*2) 市民活動団体について

・営利目的での使用かつ基本料金での支払いを希望する場合は、設立目的や活動内容を証明する書類（団体の規則・会則等）をご提出いただく場合があります。  
なお、**審査には2週間程度かかりますので、早めにご相談ください。**